

運送業界の健康支援を生きがいに



203 中小企業、定期健診の課題

春の定期健康診断はもうお済みですか。洩れている人はいませんか。

ご存じの通り、法定健診未実施の行政処分は年々厳しくなっています。昨年6月、定期健診未実施者により健康起因事故が発生した場合は、初違反で40日車、再違反で80日車の車両停止処分が发出されました。

ちなみに未実施の解釈は、事故発生日から1年以内に法定の健康診断を受診せずに乗務させていた場合、または健診結果に基づき、脳・心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑われ、再検査、精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合となっています。

ここでのポイント
は、定期健

康診断の受診日は一年以上空けないこと、健診結果に基づく受診指導が何より重要であること、この2つです。

◆日経新聞にて提唱

本紙タイトルでもある「中小企業、定期健診の課題」は、日経新聞「経済教室・私見車見」(4月1日)に掲載された、私の寄稿文のタイトルでもあります(HPにて全文掲載中)。

全ト協では、これら健診機関により異なる健診結果を同じ基準とフォーマットに見える化し、事業者が納品するという運輸ヘルスケアナビシステム事業において事業者をサポートしていますが、内情を述べますと、この作業に専門職である保健師でさえも、相当の時間と時間を費やしています。つまり、これらを中小トラック事業者が日常業務と並行して自ら行うことはあまりにも難しいことなのです。

◆行政や医療機関の垣根を越えて
コロナ禍の中、医療DXの遅れが指摘されましたが、せめて定期健診のあり方くらいは、行政や医療機関の垣根を越えて議論していただきたいと切望します。

しかしその一方で、法令は死守しなければなりません。トラック事業者の皆さん、そのためには、運輸ヘルスケアナビシステムをご活用ください。

《全日本トラック協会 SAS 検査受託機関》
NPO 法人 ヘルスケアネットワーク(OCHIS)

副理事長 作本 貞子
「安全と健康を推進する協議会(両輪会)」代表
国土交通省健康起因事故対策協議会委員

TEL : 06-6965-3666
FAX : 06-6965-5261
東京オフィス TEL : 03-3295-1271
E-mail sakumoto@ochis-net.com
HP <http://sas.ochis-net.jp/>

(次回は6月13日号に掲載)